

日本西洋史学会第34回大会

発 表 要 旨

1984年5月12・13日
東 海 大 学

大会プログラム

第一日 1984年5月12日(土) 東海大学湘南校舎
理事會 12:00~13:30 松前記念館談話室
受付開始 13:00~ 松前記念館入口
公開講演 14:00~17:00 松前記念館ホール
I 古代ローマ都市の起源について 浅香 正(同志社大学)
II 絶対主義時代の租税觀について 成瀬 治(東京大学)
総会・懇親会 17:30~19:30 11号館食堂

第二日 1984年5月13日(日) 東海大学湘南校舎
受付開始 10:00~ 11号館入口
部会別研究発表 10:30~16:00 11号館
第1部会 1402教室
第2部会 1206教室
第3部会 1201教室
第4部会 1101教室

※東海大学付属図書館所蔵特別図書展示 11号館図書館展示室
5月12日(土)13:00~15:00 5月13日(日)10:00~16:00

第1部会 1402教室(4階)

- | | | |
|---------------------|--|------------------|
| 1. 鈴木 まどか(平安博物館) | 碑文にみる古代エジプトの第23王朝史
10:30~11:10 | 司会 屋形 権亮(信州大学) |
| 2. 桜井 万里子(東京学芸大学) | 前5世紀におけるエレウシスの秘儀の「神聖休戦 spondai」について
11:10~11:50 | 司会 伊藤 貞夫(東京大学) |
| 3. 広瀬 三矢子(関西学院大学) | Ara Pacis Augustae について
11:50~12:30 | 司会 秀村 欣二(東海大学) |
| ⟨12:30~14:00 昼食・休憩⟩ | | |
| 4. 金原 保夫(東海大学) | 初期ブルガリア国家における汗号について
14:00~14:40 | 司会 杉村 貞臣(関西学院大学) |
| 5. 小田内 隆(早稲田大学) | 紀元千年的異端について 一中世異端成立史に関する一考察一
14:40~15:20 | 司会 坂口 順吉(慶應義塾大学) |
| 6. 渡辺 金一(一橋大学) | ビザンツ理解とは何か
15:20~16:00 | 司会 尚樹 啓太郎(東海大学) |

第2部会 1206教室(2階)

- | | | |
|---------------------|---|-------------------|
| 1. 福田 誠(青山学院大学) | ノルマン=イングランドのデインゲルド
(1066年~1162年)
10:30~11:10 | 司会 青山 吉信(日本女子大学) |
| 2. 服部 良久(富山大学) | 領邦国家オーストリアの構造に関する一考察
11:10~11:50 | 司会 山田 欣吾(一橋大学) |
| 3. 牧野 正憲(関西学院大学) | 1397年のカルマル連合会議に関する一考察
一戴冠文書と連合文書を中心に一
11:50~12:30 | 司会 村井 誠人(早稲田大学) |
| ⟨12:30~14:00 昼食・休憩⟩ | | |
| 4. 尾崎 明夫(京都大学) | 中世ナバラのムデハル考察
14:00~14:40 | 司会 西澤 龍生(筑波大学) |
| 5. 佐藤 清隆(明治大学) | エリザベス朝・初期スチュアート朝イングランドの酒場の世界
14:40~15:20 | 司会 浜林 正夫(一橋大学) |
| 6. 高澤 紀恵(東京大学) | フランス宗教戦争期のパリ十六区総代会
15:20~16:00 | 司会 二宮 宏之(東京外国语大学) |

第3部会 1201教室(2階)

- | | | |
|---------------------|--|-------------------|
| 1. 山本 正(大阪大学) | イギリス革命期アイルランド土地政策の国制史的意義
10:30~11:10 | 司会 堀越 智(岐阜大学) |
| 2. 丹後 亨(九州大学) | ローの財政政策とフィナンシエ
11:10~11:50 | 司会 宮崎 洋(慶應義塾大学) |
| 3. 山形 正男(三育学院短期大学) | ジョナサン・エドワーズの千年王国論
11:50~12:30 | 司会 大下 尚一(同志社大学) |
| ⟨12:30~14:00 昼食・休憩⟩ | | |
| 4. 中山 昭吉(京都産業大学) | コシチューシュコ蜂起とユダヤ人
14:00~14:40 | 司会 井内 敏夫(早稲田大学) |
| 5. 若原 憲和(立命館大学) | 48年革命と市民軍 一プロイセン国民議会の市民軍法案審議を通して一
14:40~15:20 | 司会 増谷 英樹(東京外国语大学) |
| 6. 上垣 豊(京都大学) | 19世紀フランスにおける巡礼とカトリシズム
15:20~16:00 | 司会 本池 立(岡山大学) |

第4部会 1101教室(1階)

- | | | |
|---------------------|--|-----------------|
| 1. 加納 格(東京大学) | ロシア1905年革命における自治と連合の問題
—1905年秋ゼムストヴォ大会を中心とする一考察—
10:30~11:10 | 司会 原暉之(愛知県立大学) |
| 2. 佐藤 真一(国立音楽大学) | ヤトー事件とトレルチ —1911年を中心に—
11:10~11:50 | 司会 成瀬 治(東京大学) |
| 3. 近藤 申一(青山学院大学) | バルフォア宣言をめぐって
11:50~12:30 | 司会 栄田 卓弘(早稲田大学) |
| ⟨12:30~14:00 昼食・休憩⟩ | | |
| 4. 武田 昌之(東京大学) | ヴァイマル共和国期における平和主義
14:00~14:40 | 司会 木村 靖二(立教大学) |
| 5. 河村 一夫(外務省外交史料館) | ロンドン海軍軍縮会議妥結の糸口となった松平・リード会談について
14:40~15:20 | 司会 斎藤 孝(学習院大学) |
| 6. 林 忠行(一橋大学) | チェコスロvakia独立運動と「南スラヴ問題」
1914~1918年
15:20~16:00 | 司会 柴宜弘(津田塾大学) |

公開講演

古代ローマ都市の起源について

浅 香 正

ローマ共和政末期から帝政初期にかけて確立したローマ史の編年に従えば、前1184年トロイアの陥落後、アエネーアースは新しい土地を求めて、父アンキーセースを背負うてトロイアを脱出し、長い航海の果てティベリス川の河口に辿りついた。かれは土着民の支配者ラティーヌスの娘ラーウィーニアと結婚し、後程彼女の名前に因んでラウイニウムを建設することとなった。アエネーアースの死後、息子のアスカニウスはアルバ・ロンガの都市を建設し、長い王政の支配が続いたが、アムーリウスは兄のヌミトルを廃位して王位につき、兄の復讐を恐れて男系をすべて殺害し、娘レーア・シルウイアのみを許してウェスタ神の巫女とした。巫女は結婚することを禁じられていたが、シルウイアは軍神マールスと結婚し、双児ロームルスとレムスをもうけた。驚いたアムーリウスは双児をティベリス川に捨てさせたが、双児は川の土手に押し流され、まず雌狼に養われ、ついで羊飼いの夫婦に養育されることになった。長じて双児は祖父の仇を討ち、かれらの捨てられた場所に都市の建設を計画した。しかし誰が都市建設の名祖となるかをめぐって両者の間に争いがおこり、結局ロームルスがローマ都市建設の名祖となった。ウアロの計算によれば紀元前753のことである。

ロームルスを含めて7人の王がローマを支配し、最後にタルクイニウス・スペルブス王が追放されることになった。それは紀元前509年のことであったといわれる。

このような文献を中心としたローマ史の編年に対し、とくに20世紀に入って以来、ローマ考古学は著しい発展をとげ、フォルム・ローマヌムやフォルム・ボアリウムにおける発掘は従来の初期ローマ史の体系に対し多くの問題を提起した。これらの発掘調査をふまえ、スウェーデンの考古学者イエナル・イェシュタード教授は従来のローマ起源、ローマ王政および共和政の開始に関する編年を根本的に修正しようとする大胆な学説を主張した。今日における古代ローマ都市の起源の研究はイェシュタード教授の学説批判をめぐって展開しているといつても過言ではないであろう。この問題は文献学、言語学、宗教儀礼などの民俗学、考古学など多方面にわたる総合的研究を必要とするが、今回はとくに考古学を中心にして報告を行なう。なお理解を容易にするため、文献を中心とした王政編年と、イェシュタード教授の編年を列記しておく。

Romulus	(753-717 B.C.)
Numa Pompilius	(716-673 B.C.)
Tullus Hostilius	(672-641 B.C.)

Ancus Marcius (639-616 B.C.)

Tarquinius Priscus (616-579 B.C.)

Servius Tullius (578-535 B.C.)

Tarquinius Superbus (535-509 B.C.)

(R.Bloch, The Origins of Rome, 1960)

Iron Age Archaic City

Period I (800-750 B.C.) I (575-530 B.C.)

II (750-700 B.C.) II (530-500 B.C.)

III (700-625 B.C.) III (500-450 B.C.)

IV (625-575 B.C.) (E.Gjerstad, Early Rome, Vol.VI, 1973)

絶対主義時代の租税觀について

成瀬 治

主權と領域性とをそなえた「近代國家」の形成過程において、国家財政の確立、なかんづく、公共目的のための国民による資金分担としての租税の制度的定着=恒常化は、中枢的な意義をもっていた。「身分制国家」を特徴づける〔特權的〕諸身分の課税承認権の否定ないし空洞化が「絶対主義」成立の目じるしと見なされてきたのは、そのことと関係している。しかしながら、ふつう絶対主義時代と呼ばれる16~18世紀ヨーロッパの社会は、国によってさまざまな差異はあるにせよ、なんらかの意味で、いまだに「特權のシステム」としての身分的構造を示しており、かかる構造（心性をも含めた）が、シュンペーターのいわゆる「租税国家」の貫徹を阻害していた。たとえば、典型的な絶対王政が実現されたといわれるフランスにおいても、17世紀にいたってなお、租税はもともと臨時的・例外的な性格のものであり、王政の本来の財政的基礎は「王領」であるべきだという伝統的観念が根強く生きのびていた。事実問題としてすでに「古来の」ものとなっていた租税はともかく、「新しい」租税（もしくは旧来の租税の増額）は、新しいが故に「悪い」と見る考えがゆきわたっており、政府当局の側でも、その徵収を正当化するために、国の緊急事態とか「公共の福祉」とかいった、いわば国家理性の理念にもとづく弁明をその都度くりかえさねばならなかったのである。

このような事実は、当時の伝統的社會のなかにあって、権利というものが、本質上、個別具体的な「既得権」として理解されていたことを示すと同時に、合法的な「モナルシー」を不法な「デスボティズム」と原理的に区別する、伝統的な「自由」観念がひろく存在していたことを物語る。そして、これらの事実をさらに掘下げてゆくとき、われわれは廣義のアンシアン=レジームにおける公的分野と私的分野の構造連関という、社會史上の根本問題のひとつに直面するであろう。

部会別研究発表

第1部会

碑文にみる古代エジプトの第23王朝史

鈴木 まどか

末期王国時代はエジプトにおいて封建制度の存在していた時代とされている。特に第23王朝（B. C. 818—715?）はこれを端的に示す。マネトンが第23王朝の創始者であったとする初代のペドウバスト王の治世は、碑文により第22王朝のシェションクⅢ世（B. C. 825-773）の治世と重複することが知られている。従ってどのような状況のもとにペドウバスト王が王位についたかは不明であるが、すでに王権が2分され、2王朝が共存していたのである。これらの2王朝は、いずれも北部の下エジプトを政治上の基盤としていた。南部のテーベにはアメン神殿の大神官が君臨し、上エジプトを実質的には支配していたので、当然ながら国家主権は急速に弱体化した。国内には2王朝の他に、メモス（県）の規模を越えない小君主の数が増大して行った。

第23王朝の王の活動を示す史料は少ない。わずかにカルナック等、テーベの神殿に残された碑文と、彫像の台座等に彫られた碑文に限る。

1982年、(財)古代学協会・平安博物館の第2次アコリス遺跡（中部エジプト）の発掘調査において、オソルコンⅢ世（B. C. 779—749）アコリス（旧タ・デヘネット）のアメン神殿に油を奉納した史実を伝える石碑が発見された。碑文は、同王が自ら神殿に碑を捧げ、この地を直接支配していたことを伝え、北部に君臨していた同王の勢力が中部エジプトのタ・デヘネットの地にまで及んでいたことを示す。さらに同王がアメン・ラー神の第1予言者であったこともはじめて同碑文により知られたのである。

アコリス出土のオソルコンⅢ世の碑文を中心に、カルナック出土の碑文等を比較検討し、不明な第23王朝史の一端を明らかにしたい。

前5世紀におけるエレウシスの秘儀の 「神聖休戦 spondai」について

桜井万里子

エレウシスの秘儀に関する諸規定を記した碑文IG I³ 6(前460年頃)のB面にspondaiの規定が見出される。spondaiには、英、独、仏語でそれぞれ、sacred truce, Gottesfrieden, trêve sacréeの訳語が当てられており、ここでも便宜上これを「神聖休戦」と呼ぶことにする。上記の規定の内容から判断すると、秘儀の「神聖休戦」は、この規定によって初めて制定された、と考えられる。

古典期の「神聖休戦」としては、四大祭典それぞれの休戦の存在が知られているが、その中で、実態が比較的よく伝えられているのは、オリンピアの休戦(ekecheiria)のみにすぎない。従来、ekecheiriaとspondaiとは「神聖休戦」として共に論じられることが多かった。事実、オリンピアの休戦はspondaiと呼ばれている例もある。しかし、オリンピアのekecheiriaと秘儀のspondaiとを、その実施のありようについて、史料に基いて可能な限り比較検討を試みると、両者は必ずしも同種の制度ではなかったと見受けられる。アテナイは、秘儀のspondaiを創設するにあたって、ekecheiriaとは別種の「休戦」を目標としたと言えよう。

ekecheiriaは発布されれば、全ギリシアに有効となるのに対し、spondaiの場合は、各市がスpondei(灌祭)の儀式をとり行って「休戦」を受入れる意志を示した時、そのポリス内において成立した、と解される。以上を史料に基き明らかにした上で、さらに、前460年頃にアテナイがこのような秘儀の休戦制度を定めた、その理由を考える。

Ara Pacis Augustaeについて

広瀬三矢子

Ara Pacis Augustaeに関しては、芸術的視野からも、アウグストゥスの政策上からも、従来より様々な研究がなされている。わが国では、この祭壇は、一般に『平和の祭壇』と訳され、アウグストゥス時代の平和の象徴とされている。このAra Pacis Augustaeは、16世紀にそのレリーフの一部が発見されたが、それらがAra Pacis Augustaeに属するレリーフであるとは考えられず、フィレンツェ、ヴァチカン、ルーブルの各地に移された。19世紀になって、F. von Duhnは、それらがAra Pacis Augustaeの一部であることを認め、1903年に、本格的な発掘が行なわれた。その後1937—38年に、ほぼ全てのレリーフの発掘に成功し、現存するように、テヴェレ川とアウグストゥスの陵墓の間に、Ara Pacis Augustaeは再建された。

本報告では、これまでの『アウグストゥスの業績録(Res Gestae Divi Augusti)』の検討により、ローマ人民に対するアウグストゥスの統治は、前27年のAugustus称号の授与に始まり、前2年のPater Patriae称号の授与で一応の完成とみる *auctoritas*つまり社会的優位に基づく君主政であると考察したことを基礎に、アウグストゥスがいかなる意図をもち、Ara Pacis Augustaeの建設を行なったのかについて言及してみたい。

具体的には、まず、前13年の*constitutio*から前9年の*dedicatio*までのAra Pacis Augustaeの建設に関する問題をRes Gestae Divi Augusti, Dio Cassius, OvidiusのFasti, 碑文CIL I. 395といった史料を検討することで、再考し、さらにE. SimonやMorettiらの提出した成果に基づいて、Ara Pacis Augustaeの人物フリーズを解釈することで、そこに表現されたアウグストゥスの統治理念にまで考察を加えたい。

初期ブルガリア国家における汗号について

金 原 保 夫

本発表の目的は、キリスト教改宗以前のブルガリアの支配者であるブルガール汗を取り上げ、初期ブルガリア国家における汗の役割と汗政権の特徴を明らかにすることである。

チュルク系遊牧民ブルガール族は、フン族の部族同盟の構成員としてヨーロッパに現われ、7世紀前半にアヴァール可汗国や西突厥可汗国の支配を脱し、黒海北岸・アゾフ海地方に「大ブルガリア」と呼ばれる国家を建てた。「大ブルガリア」は、ハザール可汗国によって滅ぼされるが、ハザールの支配を逃がれたブルガール族の一派によってヴォルガ川中流域にヴォルガ・ブルガール王国とドナウ地方にブルガリアという二つの国家が建てられた。ブルガリアではキリスト教改宗(864年)以後、急速にブルガール族のスラヴ化が進み、10世紀初めまでにはブルガール族のもつチュルク的特徴は失われていく。

そこで本報告では、スラヴに同化する以前、ブルガール族固有の社会・文化を有する時代のブルガリア国家に注目し、国家の構成を統治・支配機構の中核にいた支配者ブルガール汗から考えていく。従来、初期ブルガリアの国家・社会機構に関する研究は重要視されながら、史料的制約によって十分な成果を上げるには至っていない。特に汗をはじめ、カブハン、イチルグ・ボイラ、タルカン等の官称号やブルガール氏族・部族については、ベシュヴリエフのブルガール碑文研究によってようやく近年、本格的な研究が始まられつつある。

ここでは、国内史料である「ブルガール汗名録」とブルガール碑文を用いて、汗の系譜を辿りながら、汗の権威や汗位継承権について検討を加え、汗政権の実態に言及する。汗号を通じてブルガリア国家の構造の一端を理解できればと考える。

紀元千年の異端について
—中世異端成立史に関する一考察—

小田内 隆

紀元千年前後の時期を中心としてフランス、北イタリア、ドイツの各地で約半世紀にわたって一群の異端集団が次々と出現しては消えていった。この西欧中世の舞台に登場した最初の注目すべき異端現象は、グレゴリウス改革の口火を切った一連の改革教会会議のひとつ、1049年のランス教会会議の頃をほぼ境として、突然終息する。続く十一世紀後半は改革論争の熱狂の只中で異端の「空白期」を迎える。そして、十二世紀以降の民衆異端の多彩で本格的な展開となる。

以上のような中世異端の成立事情は、研究史上に様々な問題を投じてきた。なかでもとくに本報告の対象である紀元千年の異端は孤立分散的で一時的な性格のために、その歴史的評価はなお定かではない。

従来の研究では、この問題は主として異端の起源論の文脈で扱われてきた。今や古典的となった代表的見解は、A. DondaineとR. Morghenのものである。前者にとって異端は西欧の外部から、東方ボゴミール異端の流入によって成立した。これに対して、後者は教会改革をモットーとする西欧内部の宗教的・精神的覚醒に異端の根源を求めた。他方、こうした起源の問題と関連して、グレゴリウス改革期の空白を間にはさんだ十一世紀と十二世紀の異端の関係がしばしば問題とされてきた。この点については、今日大部分の研究者が両者の直接のつながりを否定する点で一致しているように思われる。

しかしながら、中世異端の成立を論じる上でもうひとつの不可欠の、より根本的な問題点がこれまで不適に見落されてきた。西欧中世に固有の意味での、つまり社会と文化の全体性にかかわる問題としての異端問題は、いつ、いかにして形成されたのか、という問い合わせである。この点を明確にしてはじめて、異端の起源の問題や異端の出現にともなう現象上の断絶の説明も妥当な形で解決されるはずである。そして、この異端問題の形成の歴史的分析という視点に立つとき、紀元千年の異端のもつ意味は決定的なものがある。

本報告では、こうした立場から、この異端において異端問題がまったく新しい局面に達したこと的具体的に明らかにしたい。その際、当然、分析の重点は異端自体、その教説やセクトとしての存在形態よりも、それに対する同時代史料の反応の方に置かれることを付言しておく。

ビザンツ理解とは何か
—その国家、社会を考えるにあたって—

渡辺金一

「すべての独裁政、すべての政府はもちろん自然の限界を持っている。独裁君主の行動は輿論によって制限されるのであって、それを越えれば輿論に敢て挑戦する破目になるとかれが考えるある限界点は常に存在するであろう。さらにはまた、かれが人間という手段を用いなければならないところから来る制限もあるのであって、かれらの個人的な意見や資質は、独裁君主の意志の実行に、変更と妥協と妨害をもたらしうる。その上、かれが治めるのが、高度に組織された社会である場合、抜本的措置を講ずれば、かかる変革が、望ましくない他の諸結果をも随伴するであろうと考えて、手控える場合もある。これら自然的制限は、すべての独裁政、すべての政府に、形態と程度のいかんを問わず該当する。だがそれ以外に、ビザンツ独裁君主は、憲法で定められたと記さなければならないような特定の制限をこうむっている。ビザンツ独裁君主は、かれ自身および社会が絶対的拘束と感ずる伝統と慣習によって制限される。」(J. B. Bury, *The Constitution of the Later Roman Empire* (1909), Selected Essays (1964) p.120 sq.)

「吾々の官僚制度は主として国民的名誉感情に基いており、物的責任は第二段階ではじめて問われるとする理解は、ヘレニズム官僚制度よりはむしろ、ギリシア・ローマ団体役員制度(Magistratur)に遡る。非国民的、実務的なヘレニズムは、問題を純物的に受けとめた。ヘレニズム体制の全役人層は国家に対し、専ら物的責任を負っていた。国家と役人との関係は、専ら商行為とみなされ、従って上司は部下にあてた書簡で、後者の名誉感情に訴えかけるのではなく、つねに専らその物的責任に注意を喚起した。」(M. Rostowzew, *Studien zur Geschichte des römischen Kolonates* (1910) S.134)

片やイギリスの法制史学の伝統に立つビザンツ史家、片や古代社会経済史の泰斗が述べたこの指摘を手掛りとして、ビザンツの国家と社会の理解の道を模索してみたい。

第 2 部 会

ノルマン＝イングランドのデインゲルド (1066年～1162年)

福 田 誠

フランスでは9世紀半ばから、イングランドでは10世紀末からヴァイキングへの宥和金支払いが始まり、支払い金準備のための徵税が行われたが、フランスでの宥和金支払いは920年代の事例を最後に終了する。これに対しデイン人の侵略活動が一段と激しくなったイングランドでは、宥和金調達目的の税（地租）が国王財政の充足・傭兵維持のためにも用いられるようになり、この傾向はデイン人征服王朝下で一層強まった。そして1066年以降のノルマン朝時代になると、この税は本来の目的から離れ、ドゥームズディ＝ブック（Domesday Book）の作成とともに全国的な徵稅機構のもとに再編されて、国王の主要な財源となるのである。

この税は同時代の史料中に主として‘geld’あるいは‘danegealdum’という名称で現れ、今日の研究者たちはこれをデインゲルドと総称している。

このデインゲルドそのものを主題とした研究はこれまでP.C. Webb (1756年) と J.H. Round (1888年) だけであったが、最近J.A. Green (1981年) がこの税の存在意義を再評価し、税制史上での重要性を主張している。本報告はGreen論文に触発されて行われるものである。

報告では、①主として記録史料の分析を通じてノルマン朝時代におけるデインゲルドの存在情況を考察し、これに②Greenをも含めて従来の研究がそれほど関心を払うことのなかったイングランドの諸年代記中に現れた重税（デインゲルド）徵集の記述とノルマン諸王の大陸戦役との対応関係を補足することで、デインゲルドの国王財政における重要性を確認し、最後に③12世紀後半の新税制への転換・デインゲルドの消滅を展望し、イングランドの税制史上におけるデインゲルドの位置付けを試みたい。

領邦国家オーストリアの構造に関する一考察

服 部 良 久

12、3世紀のオーストリアでは、ブルクと裁判権を核とした諸権限の複合体たるヘルシャフトを基盤とする自立的なラントヘレン層に対し、大公は、そのレーエン政策によって台頭する騎士層及び、騎士身分との大きな親和力を示しつつ著しい発展をとげる市民層をラント行政において重用した。かかる大公の政策と、これによって生ずる身分間の対抗関係は、ラント及びランデスヘルシャフトの成立と発展の一契機をなしたといえるだろう※。

とはいえ、オーストリア各ラントの身分的構造は均一ではなく、またラントの細胞ともいえるヘルシャフトの実態は多様である。本報告では、下オーストリアと共に、オーストリアの中核的ラントをなす上オーストリアのヘルシャフト・シュタイアの例をとりあげる。ラント・上オーストリアは、元来、辺境伯領の如き国制上の枠組をもたず、いくつかの帝国教会領や高級貴族の広域的なヘルシャフト（大半は13世紀中にオーストリア大公権下へ移行）の集合体として漸次的に統合された。そして12世紀末に断絶したシュタイアマルク大公オタカーレ家からオーストリア大公家に移った、上オーストリア最大のヘルシャフト・シュタイアは、大公直轄領であると同時に、他のいくつかのヘルシャフトと同様、大公のBurggraf, Pflegerの下に、一個のラントの如き性格を保ち続けた。即ち下オーストリアでは、重要な大公のブルクやブルク都市を中心とする広域的な高権領域Burgbezirkは、12、3世紀以降、ラントヘレン層の成長の下で、彼らの小規模な（村落ヘルシャフトを細小単位とする）ヘルシャフトへと細分化されていったのに対し、ヘルシャフト・シュタイアはブルク都市シュタイアを中心に、少なくとも15、6世紀に至るまで、完結的、求心的な構造を存続させていたことが注目される。かかる構造の規定要因としては、当地方の集落的景観（散居定住が優勢）や流通構造（シュタイア市のための市場強制）などがあげられるが、本報告ではさし当たり、当ヘルシャフト内の身分的構成に着目したい。その際とくに、自立化傾向の強いミニステリアーレン系ラントヘレン層、大公の封臣たる騎士層、そして後者との結びつきの強い市民層の動向を論じてみたい。

※拙稿「中世オーストリアの身分制的構造—領邦国家形成史としてのシュテンデ制前史—」

『富山大学人文学部紀要』第8号 1984年3月 を参照。

1397年のカルマル連合会議に関する一考察

—戴冠文書と連合文書を中心に—

牧 野 正 憲

カルマル連合会議とは、1397年6月～7月、スウェーデン南部の港都カルマルにおいて、デンマーク・スウェーデン・ノルウェー3王国の、事実上の支配者であったデンマークのマルグレーテ、彼女の姉の孫エリック7世、そして3王国の高位聖職者および貴族が一同に会し、3王国の連合を決議した歴史的事件である。

これら3国は多くの点で共通しており、幾度か連合を試みた経験のある反面、各国間の利害対立から激しい抗争を繰り返した。このような複雑な王国関係を正しく理解するために、連合を目指した歴史事実の考察が、極めて重要な意義をもつものと考えてこの会議をとりあげた。

北欧史においては、ノルウェー・スウェーデン同君連合が成立した1319年から、グスタフ＝ヴァサがスウェーデン王に即位したことにより3王国連合が崩壊した1523年までを広義のカルマル連合時代としている。とくに1397年から1523年までのカルマル連合は、北欧史上最初の3王国連合であり、後世の北欧連合運動の原点といえるであろう。

このカルマル連合会議に関する同時代史料として現存するものは、いわゆる「戴冠文書Kroningsbrevet」と「連合文書Unionsbrevet」の2つにかぎられている。本報告では、これら2つの文書に関する研究史の概観、問題点の整理、2文書の比較検討を行ない、会議開催前（とくに1375～97年）の歴史的背景を通じて、この会議の実態に触れ、カルマル連合会議は、強大な権力の掌握者マルグレーテによるデンマークの2国「併合」を目指したものであることが指摘できる。

〔参考文献〕

Huitfeldt, Arild, Danmarks Riges Krønike. Chronologia III.

København, 1602, genoptr. 1977.

Erslev, Kr., Dronning Margrethe og Kalmarunionens Grundlæggelse.

København, 1882.

Christensen, Aksel E., Kalmarunionen og nordisk politik 1319-1439.

København, 1980.

中世ナバラ王国のムデハル考察

尾 崎 明 夫

スペイン中世のレコンキスタ運動は、1085年のトレド陥落を皮切りに以降二世紀間に劇的な展開を見せるが、その結果カスティリヤ、アラゴン、ナバラの諸王国は自己の領土内に龐大な数のイスラム教徒住民を抱え込むことになった。「ムデハル」と呼ばれるこれらの回教徒は固有の宗教・法・行政組織を保持しつつ生活し、中世スペインを特徴づける複数宗教の併存の一角を担った。

本日の報告の目的は、今まで専門研究の対象にされなかったスペイン北部のナバラ王国のムデハルについて、主にパンプロナの文書館所蔵の史料に依ってその実態の復元を試みることである。バレンシア、アラゴン、カスティリヤのムデハル研究は、その大部分が法制史料によってこの異民族の享受した自由とその限界を明らかにせんとしたものであるが、ここでは法的枠組からではなく、王国の財政業務から生まれた個別的記録からムデハルの姿を描いてみたい。すなわち、ナバラ王国のどこにいくら存在したか。また、如何なる職業に従事し何を生産したか。そして、キリスト教徒との共存の形態を明らかにしたい。

エリザベス朝・初期スチュアート朝イングランドの 酒場の世界

佐 藤 清 隆

本報告は、当該イングランド社会の居酒屋 一 旅籠(Inn)、葡萄酒屋(Tavern)、酒場(Alehouse)一のなかで、当時の社会に生きる下層階級の人びとにとってきわめて重要な役割を果したと考えられる酒場の世界について、若干の考察を試みようとするものである。この時期の酒場に関しては、19世紀後半から20世紀初頭にかけての禁酒改革者や好古学者の断片的な記述を別とすれば、ごく最近まで歴史家による本格的な研究は全くなかったと言ってよい。その主な理由としては、一つには、従来の浮浪者・救貧史研究にあって、酒場が専ら政策主体の側から、悪漢や浮浪者のたむろする「犯罪の温床」・「悪魔の巣窟」として 一 当時の支配的な酒場観でもある 一 捉えられていたこと、もう一つには、生産関係を軸とする賃労働史研究にあって、酒場の世界をも含めた「余暇」の問題が全く捨象されていたこと、の二点が挙げられる。

しかしながら、近年の社会史研究の隆盛のなかで、前述の支配的な酒場観を批判しつつ、酒場の実態を内在的に明らかにしようとする研究が、K. E. ライトソンや P. クラークによって進められてきている。特に、P. クラークの、この時期の酒場のもつ歴史的意味を積極的かつ包括的に展開した論文「酒場と新たな社会」(1978年) と酒場をパブの前身として位置づけ、13世紀から19世紀前半までの酒場の歴史を見事に描いてみせた『イギリスの酒場 一つの社会史研究、1200—1830』(1983年) は、われわれに多くの示唆を与えてくれるものである。

本報告では、以上のような酒場の研究状況を念頭におきながら、当時の支配的な酒場観との対比で酒場の実態を明らかにし、当該イングランド社会における酒場のもつ歴史的意味を考えてみたい。

フランス宗教戦争期のパリ十六区総代会

高 澤 紀 恵

1585年3月ペロンヌに参集した旧教徒貴族は、政治組織リーグ la Ligueを結成し、ユグノーへの接近を図る王権との対決姿勢を明らかにする。聖俗貴族のこの動きに呼応して各地の都市で都市民を主体としたリーグ派組織が誕生し、やがては彼らが市政を掌握していくことにより、リーグは広範な諸層を包含する一大抵抗運動となる。以後十年間、ユグノーと王党派の連合勢力対リーグの対立関係を軸に、フランス宗教戦争（1562—1598）最後の局面は展開する。この間、寛容的宗教政策への不満のみならず、司法行政、都市行政等様々なレベルで王権が推し進めてきた集権化政策への反発が表明され、折からの王位継承問題に絡んでフランス王国の在り方、今後の進路そのものが問いただされた。しかし、排他的カトリックという一点を除いて、リーグは必ずしも統一的運動方針を持たず、その内部には相異なる方向性を有する複数の潮流が存在していた。その中で都市リーグの中核として最も過激かつ民衆的に運動を展開したのは、パリのリーグ派組織パリ十六区総代会les Seizeである。本報告は、このパリ十六区総代会を対象とする。

宗教戦争期、就中リーグ期の研究はこれまで概して低調であったが、1970年を境に、とりわけ80年代にはいってにわかに活況を呈してきた。これは、フランス、アメリカ両国においてほぼ時を同じくして起こった動きであるが、その根底には、宗教戦争が単に大貴族間の権力争いではなくフランス社会全体を揺るがした社会的・文化的危機であったこと、それ故この時期の研究がフランス絶対王政を考察する上で重要な一視点を提供しうるとの基本認識がある。本報告は、こうした最近の諸研究を踏まえた上で、パリ十六区総代会の運動を検討し、都市民のレベルにおいてリーグ運動の意味を考察しようとするものである。

第3部会

イギリス革命期アイルランド土地政策の 国制史的意義

山本 正

いわゆる「イギリス商業革命」の展開のなかで、アイルランドは、イングランドの重商主義政策により、その経済構造をいちじるしく歪められた。たとえば、他の英領植民地との直接通商の禁止、家畜の対英輸出貿易や毛織物工業の抑圧といったように、イングランドの諸利害に反するとみなされた経済部門はことごとく破壊されていったのである。

ところで、こうしたイングランドの行為には、国制の面で、つぎのような問題点が含まれていたことを見逃してはならない。すなわち、「イギリス商業革命」期には、アイルランドは、国制上、一個の王国を形成し、独自の議会を有していたにもかかわらず、イングランドのアイルランドに対する重商主義政策が、すべてイングランド議会の立法を通じて実施されたことが、それである。いいかえるならば、イングランド議会はアイルランド議会の立法権を無視した、ないしは、アイルランド議会に対して優位に立っていた、ということになろう。モリヌークスやスウィフトの主張にみられるように、アイルランドのナショナリズムが、まず、アイルランド議会の自主的立法権の要求という形で現われたのも、そのためにほかならない。では、このイングランド議会のアイルランド議会に対する優位は、いつ、何を契機に確立したのか。この問い合わせに答えるためには、「商業革命」が開始する以前に遡る必要がある。さしつけめ、イギリス（ピューリタン）革命に焦点をあててみるべきであろう。

周知のように、この時期、アイルランドでは、イングランド共和国による大規模な土地没収・再分配政策が実施された。クロムウェルのセツルメントの名で知られるこの土地政策によって、旧来の地主の所領面積は、アイルランド全島の実に59パーセントから22パーセントにまで減少するのである。一方、この革命を通じて、イングランド議会が、王権を制約し、さらには王制そのものまでも廢止して、共和国を樹立したことは言を待たないであろう。さて、ここで、アイルランドの土地没収・再分配が、それまで、国王の専権事項であった点に注目したい。というのは、革命による国王から議会への権力の移行が、アイルランドの土地政策にも何らかの変化を与える、さらには、その変化が「商業革命」期のイングランド議会のアイルランド議会に対する優位と何らかの関係を有するのではないか、と考えられるからである。

以上のような観点から、本報告では、革命期のアイルランド土地政策を、国制史的見地に立って、考察してみたい。

ローの財政政策とフィナンシエ

丹 後 享

アンシャン・レジームにおいて、国王の収入の徴収・管理など歳出歳入両面のあらゆる業務を担っていたフィナンシエは、同時に金融の扱い手でもあり、国王に対する最大の融資者であった。慢性的赤字体质であった王国財政にとって、彼らの融資は不可欠であった。そこで、絶対王制の財政を解明するには、フィナンシエの活動を分析することがきわめて重要な課題になるという考え方がある。とりわけリューティ (H. Lüthy) の研究以降、一般化している。近年のアンシャン・レジームの財政史研究を縦いてみれば、フィナンシエの実態解明が一つの焦点となっている。

このような視角で絶対王制の財政をみると、18世紀初頭の摂政期 (Régence) はいくつかの重要な問題を争んでいる。というのは、王権に緊密に結合しているはずのフィナンシエと王権の関係が、一時的に冷却したものになっているからである。18世紀初頭は、周知のように財政危機が極度に深刻化した時期であった。この危機に直面した王権は、1716年、コルベール以来の特別裁判所 (Chambre de Justice) を設置した。これは強権的なフィナンシエ弾圧であったが、十分な成果をあげないままに終り、次にフィナンシエによる財政運営を強く批判していたジョン・ロー (John Law) に財政・金融政策が委ねられた。ローは、ベルナール (S. Bernard) やパリ兄弟 (Frères Pâris) などの当時の大フィナンシエの反対を押し切って、急激な財政改革および国家債務の処理事業を行なった。しかし、空前の投機ブームの終息とともに、ローの政策は短期間で破綻した。

以上のように、摂政期は従来の財政システムがきわめて動搖した時期であり、故に、この時期の財政政策はフィナンシエの対応を基軸に検討する必要がある。18世紀のフィナンシエ研究は、デュラン (Y. Durand) やショーシナン・ノガレ (G. Chaussinand-Nogaret) らによって提示されているが、摂政期一とりわけローの政策一に焦点をあてたものではない。またローの政策すなわちいわゆる《ロー・システム》に関しては、赤羽裕氏のすぐれた研究があげられるが、フィナンシエとの関連では十分に論じられているとはいえない。本報告では、これまでの諸研究を踏まえた上で、フィナンシエの対応に注目しつつ、ローの財政政策を中心にして1710年代後半の反フィナンシエ的諸政策を分析し、財政危機に際し、王権とフィナンシエの関係がいかなるものであったのかを検討したい。

ジョナタン・エドワーズの千年王国論

山形正男

ジョナタン・エドワーズ（1703—1758）は、18世紀アメリカの生んだ傑出した聖職者、神学者であるのみならず、福千年期説（または千年期後再臨説）と言われる千年王国論の先駆的提唱者であった。

本報告では、エドワーズの千年王国論を考察し、アメリカの終末論史における彼の立場を明らかにしたい。彼の千年王国論は、『贖いの聖業の歴史』（1774）、『神の民の明白な一致と結合を熱心な祈りによって促進しようとする謙虚な試み』（1747）や最近公刊された『ヨハネの默示録ノート』などの著作において詳述された。

エドワーズの千年王国論の根幹とも言うべき思想は、救済史観である。彼は、アウグスティヌス的世界史区分法とピューリタン的神の主権と摂理に対する確信に依拠しつつ、原罪の慘禍より人類が救われて神の永遠の国が樹立される過程の聖書的論証を試みた。彼は救済史上における終末時代に生存し、千年王国の到来が間近であると信じた。その根拠は、終末に関する諸種の聖書預言が成就しつつあること、とりわけ教皇権が宗教改革以後大打撃を受けたこと、インディアン間における福音宣教の進展、知識の増加や文化的の発展、大覚醒にみられた信仰復興などにあった。

エドワーズは、後代の福千年期説者と同じく、千年王国がキリストの再臨と超自然的激変によってもたらされるのではなく、福音宣教と恩恵の賦与によってもたらされると考えた。キリストの再臨はこの至福に満ちた千年王国後である。この点において、彼の千年王国論は、17世紀のピューリタンの主流であった千年期前再臨説と明確に異なるものであり、後代の楽天的福千年期説の先達であった。彼はさらに神の国の歴史におけるアメリカの特別な立場を強調し、ピューリタンの新イスラエルの思想を千年王国論と結びつけた。

コシチューシュコ蜂起とユダヤ人

中山 昭吉

第2次ポーランド分割直前の1791年、総人口約900万を数えたこの複合多民族国家には、全ヨーロッパ内の約半数に相当する約90万人のユダヤ人社会が存在した。総人口の約1割を占め、その地位に反して数の上では支配的階層シュラフタや競合関係にあったキリスト教徒市民をしのいだ彼らは、「国家内国家」を形成し、全土で経済活動を主導していた。こうした背景から、分割時代のこの国の諸動向におけるユダヤ人の社会的役割と国家自体が直面していた特異な状況とが注目されうる。

1794年、「自由と平等」をスローガンにしたこの国民的蜂起は第2次分割前の領土内でも展開し、ロシヤとプロイセン両軍に対するワルシャワ攻防戦を主戦場にシュラフタ主導型の蜂起指導部は外来的要素の強いキリスト教徒市民の多くや一部農民とユダヤ人も動員した点でも画期的であった。しかしながら、それは真の挙国的大国民蜂起に発展することなく、敗北と国家的滅亡を招来させた。その意味で、蜂起の全過程にその敗因を探究する際、戦後の研究動向が比較的軽視してきたこの蜂起指導部とユダヤ人との諸関係、それらをめぐるキリスト教徒市民や農民との複雑な諸関係の本格的な解明が重要な鍵となりうる。本報告では、同時代資料と戦前のユダヤ人側の研究成果にも依拠し、ユダヤ人問題を含めたこの国の伝統的社会の諸問題を集約させ露呈もさせたこの蜂起に立脚して、ポーランド分割の本質的理解と解明を試みることにしたい。

なお、この蜂起の決定的敗北と第3次ポーランド分割はユダヤ人問題をポーランドの国内問題から分割諸列強のそれに転移・拡大させ、さらには、ユダヤ人の本格的な西欧と新大陸への移動の開始の契機ともなった。これらの諸点にも留意し、この蜂起が演じた別の側面や国際的意義についても検討したい。

48年革命と市民軍Bürgerwehr
—プロイセン国民議会の市民軍法案審議を通して—

若 原 憲 和

1848年のドイツ革命史の中でこれまで主題的に論じられることのなかった「市民軍」の展開とその性格について、近年の社会史的研究への関心の高まりを反映して、新たな眼差しが向けられつつある。ここでベルリンを例にとれば、3月18日の革命の成果の一つとして、市外に退去した正規軍に代わる市民軍が設置されたのであるが、これが解散する11月に至るまでの数ヶ月間にベルリン住民と革命の日常にどのような作用を及ぼしたのか、という問題設定が提起されている。単なる革命の要求項目の一つとしてではなく、またベルリン革命の事件史表を埋める要素としてだけではなく、ベルリン住民の各社会層にどのようなインパクトを与えてそれらを切り裂いていったのか、特に「市民層」と「民衆」との間の敵対的状況を醸成していった局面に追究の眼差しが向けられるのである。

しかし、市民軍をめぐる問題はこのような社会対立の次元にとどまるものではなかった。それはまた、同時に政治の次元でもアクチュアルな革命の争点になったのである。制度としては明確な法的規定を与えられないまま、次第に重きをなしていく市民軍の実態を前にして、漸くプロイセン国民議会でその法的根拠と性格、権能をめぐる論議が始まられたのは、7月に入ってからであった。これより議会では7月7日の政府案提出から、10月13日の本会議における委員会修正案の採択に至るまで法案審議が続けられる。本報告では、議事録をもとにして論議の中で争点として浮かび上がった、市民軍とプロイセン改革以来の軍制との関連の問題を中心に取り上げる。もとよりこの問題は、旧来の軍制を廃棄するのか存続させるのか、換言すれば3月の革命を承認するのかどうかの問題に帰着せざるを得ないものであり、その意味で革命史の根本的問題の一つを提示しているといえよう。

19世紀フランスにおける巡礼とカトリシズム

上 垣 豊

工業化・近代化が進行すると民衆文化も変容をうけ、習俗・文化のレベルで様々な矛盾・葛藤が起こる。19世紀、とくにその後半のフランスでは、政治体制をめぐる争いと結びついで二大党派間の激しい闘争にまで発展する。いわゆる教権主義一反教権主義の紛争である。

なぜ、このような国論を二分するような事態になったのか。しかも近代化を推進する勢力(反教権主義派、共和派)が「民主主義」を標榜し、政治的には反動である教権主義派が伝統的文化を守る側とみなされるに至るのか。近代化即民主化ではもちろんない。逆にM. アギュロンやA. コルバン等が明らかにしているように、アルカイスムarchaïsmeが政治的急進化を促すこともありうる。にもかかわらず上述のような構図が成立するところが実は問題なのである。

「近代化=民主主義」対「伝統=政治的反動」という図式は、確かに一面では両党派のイデオロギーの所産であろう。しかし、この紛争は単なるイデオロギー上の対立だけではなかった。両党派の民衆、および民衆文化に対する実際の働きかけの相違の中に、このような図式を成立せしめた要因が存在する。

本発表では、一方の党派の支柱であり、伝統的に最も深く民衆の習俗・文化に関与・干渉してきた公的機関であるカトリック教会の民俗信仰に対する態度について述べることにする。巡礼は民俗信仰の一表現形態であるが、19世紀に教会当局の援助もあって大きく発展する。教会は世紀半ば以降、民俗信仰に理解を寄せるることを通じて民衆化を図るのである。

ただし、19世紀のカトリック教会についてはいわば復古的反動的教会像というべきものと同時に、開明的教会像と評すべきものがあることに注意したい。この二つの像のどちらかが全く誤っているというわけではない。むしろ一見相矛盾する二つの見解が併存するところに、問題の複雑さと、教会の民衆文化に対する立場の微妙さがよく表われているのである。

第4部会

ロシア1905年革命における自治と連合の問題 —1905年秋ゼムストヴォ大会を中心とした—考察

加納格

1905年革命を1917年革命から分かつ特徴の1つはリベラル運動の存在である。また今1つの特徴として様々な運動に求心的傾向をみることができる。1905年革命の意味を把握するには、この2つの点を正当に評価し、革命総体の中に位置づけることが必要である。

研究史をふりかえると、リベラル運動については伝統的に欧米で多くの研究が蓄積されてきた。その場合大きな流れとなったのはロシア・リベラルのもっていた「国家一社会」観である。専制・官僚への対抗勢力として「公衆」を重視するこの立場は、地主とインテリのリベラル運動の主導権をめぐる相克といった議論を含みながら基本的には1905年革命を構成する他のファクターを考察の外おくことになった。「近代化」概念を用いた最新の研究（クラウス＝フレーリッヒ『ロシア立憲主義の出現』、1981年、ハーグ）もこの点で同様である。

求心的傾向については2つの面から指摘がなされている。1つは民族運動についてであり、この時期には分離的傾向が明白ではなかったといわれている。もう1つは1905年秋の高揚期の社会運動についてであり、この時インテリ間に限定的目標を達成するための同意—「連合」が成立したと積極的に評価する立場と、その意義をリベラルと革命派との理論的相違から否定的に評価する立場とがある。しかし、これらの議論はそれぞれになされており、からみあっていない。

以上の研究状況から本報告ではリベラル運動を構成した諸勢力のうちゼムストヴォ運動をさしあたりとりあげることとした。1905年9・11月に開かれたゼムストヴォ大会はカデット、オクチャブリストといった政党の結成と同時期であり、大会で行われた議論はロシア・リベラルの政治的分化の様相を示すことになる。また少数民族出身者から提出される「自治」問題への対応は政治体制としての「連合」の可否、更には反政府勢力の「連合」問題をも含むことになる。1905年革命の意味を考える上でこれらの問題の解明は避けて通ることのできない課題なのである。

ヤトー事件とトレルチ
—1911年を中心に—

佐 藤 真 一

1888年のベルリン大学へのハルナックの招聘問題、1892年のシュレンプ事件をはじめとして、19世紀末から第一次世界大戦前夜に至るドイツ福音主義教会において、宗教的個人主義の普及、歴史神学の深化にともなって、伝統的教理をめぐる活発な論議が交わされた。

こうした事態に対応して、1910年、プロイセンにおいて「謬説法 (Irrlehregegesetz)」が公布された。この法律が初めて適用されたのがケルンの牧師カール・ヤトー (Karl Jatho 1851—1913) である。彼の説教は多数の聴衆を集めたが、その汎神論的立場に対して、すでに1905年から、たびたび異議が唱えられていた。謬説法にもとづき組織された教理審判団 (Spruchkollegium) による審理 (1911年6月23、24日) の結果、ヤトーの弁明、O. バウムガルテン、G. トラウプによるヤトー擁護演説にもかかわらず、ヤトーに対して免職の決定が下された。

これに対して、プロイセンでは、約千名の牧師が支持を表明した。他方、またたく間に5万にものぼる判決に対する反対の署名が集まり、また、M. レンツ、ナトルプ、M. ヴェーバー、ナウマン等を始めとする知識人たちの審判団の決定に対する批判もみられた。とりわけ、M. ラーデが編集する自由主義プロテスタンティズムの代表的機関誌「キリスト教世界」は、このような処置に対する批判の重要な拠点となった。数多くのヤトー事件についての報告記事に加えて、50篇余りにのぼるこの問題についての論考が寄せられた。一つの事柄をめぐってこれだけの文章が公けにされたことは同誌の歴史においても異例のことである。ハイデルベルク大学神学部教授エルンスト・トレルチ (Ernst Troeltsch 1865—1923) も同誌に「良心の自由」と題する一文を寄稿している。

この発表では、トレルチのこの文章をはじめ、同じ時期の諸論文、講義録などを手がかりにしながら、トレルチの立場を検討し、それを通じて、ヴィルヘルム時代の精神史の一端を解明したいと思う。

バルフォア宣言をめぐって

近 藤 申 一

第1次大戦期、イギリスはMcMahon-Hussein Correspondence (15年7月～16年3月) をとおして、アラブの独立を約束する一方、フランスとはSykes-Picot Agreementを結んで、オスマン帝国アジア領を英仏両国の勢力範囲に分割することを約束した。そして17年11月にはBalfour Declarationを発して、パレスチナにおけるユダヤ人の民族郷土建設に協力をすることを、シオニストに約束した。こうした第1次大戦当時のイギリス中東外交政策は、今日まで、イギリス帝国主義の二枚舌、さらには三枚舌外交として非難され続けてきた。

L.C.Roseはこうした通説を、「あと知恵をもって當時を見ようとするアナクロニズム的なもの」であり、「二次的史料に基づく」不穏當な結論であると痛烈に批判する。

イギリスがBalfour Declarationを発した理由は、複雑であったようである。同宣言に関する研究書として、今日までもっとも高く評価されてきたのがL. Steinの『The Balfour Declaration』(1961)である。しかし、同書でも決定的なものは示されていないといってよい。

①フランスけん制策、②スエズ運河防衛対策、③世界ユダヤ人、とくに米露両国ユダヤ人の支持獲得策、④ドイツの親シオニスト政策に対するけん制策、⑤ワイズマンのTNT爆薬発明に対する感謝などが、通常、Balfour Declarationの背景として指摘してきた。しかし、これらはいずれも第二次的理由にすぎなかつたのではないか。最後の⑤を除き、いずれもユダヤ人の政治的影響力や財政力を過大評価しているところに共通性がある。いずれにせよ、戦略的観点からBalfour Declaration発布を考慮したものは、当時の政府部内では少なかったのである。

ヴァイマル共和国期における平和主義

武 田 昌 之

ドイツの平和主義は、1890年代に平和主義者の全国組織、ドイツ平和協会が設立された頃から本格的な歩みを開始した。第1次世界大戦以前には、戦争と平和は国家と国家の間の問題と捉えられる傾向が強く、軍縮の推進、仲裁裁判制度の発展、国際組織の設立などの国際的なレベルの方法で平和を維持することが主張された。ヴァイマル共和国期にも、こうした見方は、歴史家で政治家のクヴィッデ、国際法学者のシュッキングやヴェーベルグらによつて引き続いてとられたが、一方、戦争と平和を国家と国民の間の問題としても捉え、兵役拒否を中心とした直接行動によって戦争を阻止しようと主張する人々が新たに現われた。彼らは、伝統的な平和主義者が組織平和主義者、稳健な平和主義者と呼ばれるのに対して、ラディカルな平和主義者と呼ばれ、防衛戦争や国際連盟の制裁戦争を非難し、兵役拒否、徵用拒否、ゼネストなどを戦争を阻止する効果的な方法と考えた。ところで、兵役拒否を主張する平和主義としては、宗教・倫理的理由に基づく、「良心的」兵役拒否が有名だが、ヴァイマル共和国期のラディカルな平和主義はそれにとどまらなかった。本報告では、『ヴェルトビューネ』誌などを中心に活動したベルリン生まれの文士、クルト・ヒラー（1885—1972）の見解をとりあげて、ヴァイマル共和国期の平和主義の多様性の一端を垣間見てみたい。

ロンドン海軍軍縮会議妥結の糸口となった
松平・リード会談について

河 村 一 夫

ロンドン海軍軍縮会議は昭和5年1月20日開会されたが、難航し、2月中旬に行きづまり状態となった。そこで英国首席全権のマクドナルド首相は、会議の一週間休会を宣した。2月25日、米国全権リードは旧知の我が松平全権を訪問し、長時間に亘り各種の問題を話し合った。これに関する松平全権の報告の一節に、次の如くある。

リード氏ハ極東ニ於ケル日本ノ地位ニ付、日本ガ東洋ニ於テ勢力ヲ有スルコトハ米英ノ利益ニモナルモノト考へ居ル旨縷述シ、尚移民法問題ニ付テハ、自分ノ眞ニ遺憾トスル所ニシテ、當時極力之ガ防止ニ努メタルモ、最後ニ「重大ナル結果」ノ書翰ヲ見ルニ及ビ、米国人一般ニ対スル侮辱トシテ憤慨セザルヲ得ザルコトナリタル経緯ナルガ、其ノ後ニ至リ、右事態ヲ招来セルハ某米国人（「ヒューズ」ヲ意味スルコトハ、華府ニ於ケル会談中、同氏ガ本件ヲ「ヒューズ」ノ一大失策ナリト言ヒ居タルニ見テ明ラカナリ。）ノ責任ナリシコトヲ發見セリ、自分ハ今後本問題ノ解決ニ極力尽力スル積リナリ、之ハ固ヨリ軍縮会議トハ無関係ノコトナルモ、序デニ一言スト語レリ。

右の2月25日の会談に端を発する松平・リード両全権間の軍縮問題の自由討議がロンドン海軍軍縮会議妥結の糸口となったことは、遍ねく知られた処である。そこで、ここに移民・軍縮両問題に関するリード全権の日本への厚意を調べることとしたい。

また松平全権は当時駐英大使として、同じくロンドンに在った米国のドーズ大使とも親交があった。この松平・ドーズ間の親交は翌年の満州事変に及び、スティムソン国務長官がこの両者の親交に着目し、事変の早期解決を計ろうとしたのも興味を惹く処である。

チェコスロヴァキア独立運動と 「南スラヴ問題」、1914～1918年

林 忠 行

この報告では、第一次世界大戦中のチェコ人、スロヴァキア人が南スラヴ人といかなる関係にあったのか、という問題を取りあげる。ハプスブルク帝国のなかで両者は共通した問題をかかえ、とくに大戦中、帝国の外で展開された運動はたがいに密接な関係にあった。しかし、両者の関係はこれにとどまらない。そもそも、大戦中のチェコ人・スロヴァキア人と南スラヴ人は、一様に帝国に不満をいだきつつも、それぞれのなかで分裂を孕み、はじめ、指導者のあいだではむしろ独立や統一国家建設をただちに実現しようとするグループは少数派にすぎなかった。したがって、両者間の関係を問題とするとき、たとえば、帝国内で帝国政府との交渉をとおして、それぞれの要求を実現しようとしていたグループの動きなども視野に入れる必要がある。また、こうした和解の試みが挫折し急進派が台頭する過程でも、両者の動きは関連するものとして把握されねばならない。

今回の報告ではおもにチェコ側の史料・文献に依拠し、そのためチェコ人にとって南スラヴ人の問題はいかなる意味をもっていたのかという点に重心をおかざるをえないが、それでも、チェコ人・スロヴァキア人と南スラヴ人の関係をこれまでよりは比較的広い範囲でとりあげ、それによってハプスブルク帝国の崩壊と新国家建設という問題にこれまでとは異なる角度から光をあてうると思われる。



